

岩手県告示第956号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年12月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
鳥鳴田の沢	紫波郡紫波町彦部及び花巻市石鳥谷町新堀（別紙図面のとおり。）	土石流	該当なし
浦田の沢	紫波郡紫波町土館（別紙図面のとおり。）	〃	〃
関沢（2）	〃	〃	別紙図面のとおり。
漆田の沢	紫波郡紫波町片寄（別紙図面のとおり。）	〃	該当なし
大明神の沢	〃	〃	〃
杉町の沢（1）	紫波郡紫波町赤沢（別紙図面のとおり。）	〃	別紙図面のとおり。
行人平の沢	〃	〃	〃
五ツ葉の沢（2）	紫波郡紫波町山屋（別紙図面のとおり。）	〃	〃

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び盛岡広域振興局土木部並びに紫波町役場に備えておいて縦覧に供する。